

# 一般教育訓練給付金について

## 一般教育訓練給付金のご案内

信州 ICT 農業人材育成プログラムは、令和 7 年 10 月 1 日付けで、厚生労働省一般教育訓練の指定講座になりました。

一般教育訓練給付制度とは、雇用の安定及び就職の促進を支援するために、一定の条件を満たす方が、厚生労働大臣の指定を受けた一般教育訓練講座を受講・修了した場合、受講者本人がハローワークへ申請することで教育訓練施設に支払った費用（受講料）の 20% に相当する額が支給されるものです。

詳しくは、厚生労働省教育訓練給付制度の web サイトをご確認ください。

[https://www.hellowork.mhlw.go.jp/doc/kyouiku\\_kyufu.pdf](https://www.hellowork.mhlw.go.jp/doc/kyouiku_kyufu.pdf)

## Q&A

### Q. 一般教育訓練給付制度ではどのような人が支給を受けられますか？

A. 一般教育訓練講座の受講開始日（10 月 1 日時点）で、雇用保険の被保険者（支給要件期間が 3 年以上※ある方）又は雇用保険の被保険者であった方（被保険者の資格を喪失した日（離職日の翌日）以降、受講開始日までが 1 年以内（適用対象期間が延長された場合は、最大 20 年）であり、かつ、支給要件期間が 3 年以上※ある方）が支給の対象となります。例えば、民間企業、国立学校、私立学校の勤務者、また、公立学校の時間講師等の方は対象となる可能性があります。

受給資格の有無については、住居所を管轄するハローワーク又は電子申請等でご確認ください。

※過去に教育訓練給付を受給したことがなく、初めて一般教育訓練給付金を受給しようとする方は、支給要件期間が 1 年以上あれば支給対象者となります。

### Q. 一般教育訓練給付金を受給するには、手続きはどうしたらいいですか？

A. 一般教育訓練講座の受講修了日の翌日から起算して 1 か月以内に、受講者本人が本人の住居所を管轄するハローワークに対して、必要書類を提出する必要があります。必要書類のうち、【支給申請書、修了証明書、領収書等】を令和 8 年 2 月 20 日頃ご本人宛に発送しますので、1 か月以内にハローワークにて手続きを行ってください。

### Q. 一般教育訓練給付金の受給資格があり、申請した場合、いくらの支給を受けられますか？

A. 2 万 6 千円が給付される計算になります。（受講料 13 万円 × 20% = 2 万 6 千円）

## 教育訓練講座情報

信州大学大学院 総合理工学研究科 信州 ICT 農業人材育成プログラム

指 定 番 号: 【2020112-2520012-6】

教育訓練施設の名称: 【信州大学大学院 伊那キャンパス】

教育訓練講座名: 【信州 ICT 農業人材育成プログラム】

受 講 開 始 日: 【令和 7 年 10 月 1 日】

受 講 修 了 日: 【令和 8 年 2 月 20 日】

実 施 方 法: e ラーニング、訓練期間: 3 か月

## お問合せ

信州大学農学部 学務グループ教務担当

電 話 0265-77-1321

メーラ [nougakuict@shinshu-u.ac.jp](mailto:nougakuict@shinshu-u.ac.jp)

窓 口 平日 8 時 30 分～17 時